

# 長野県公共事業評価実施要領

平成31年4月1日  
最終改正 令和8年4月1日

(趣旨)

第1 この要領は、長野県公共事業評価実施要綱（以下「要綱」という。）第10の規定により、公共事業評価に関し、必要な事項を定める。

## 新規評価

(評価対象)

第2 新規評価の対象箇所は、新たに事業に着手しようとする箇所のうち、以下を除く箇所とする。

- (1) 災害復旧に関する箇所
- (2) 維持管理等現状の機能を確保するための箇所
- (3) 調査のみの箇所
- (4) 単年度で事業完了する箇所
- (5) ファシリティマネジメントの協議案件である総事業費1億円以上の建物の新築・改築に関する箇所
- (6) その他評価の実施が困難な箇所

(実施時期)

第3 新規評価の実施時期は、原則としておおむねの事業計画が定まった後、かつ、事業実施に向けた県の予算要求前など、評価を活用するために適切な時期までに行う。

(評価の視点)

第4 新規評価の視点は以下のとおりとする。

- (1) 事業実施の妥当性
  - (2) 事業着手の優先度
- 2 コンプライアンス・行政経営課は、県による事業実施の妥当性及び事業ごとの着手の優先度を判断するための評価項目及び基準を定める。その際には、事業を所管する部局の意見を踏まえるとともに、各事業に共通する評価項目については、できる限り評価基準を統一する。
- なお、評価項目及び基準は、再評価及び事後評価の審議結果を踏まえた改善点や、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとする。

(実施方法)

- 第5 事業を所管する部局は、新規評価シート（様式1-2）、妥当性評価チェックリスト（様式1-3）、優先度評価シート（様式1-4）により評価を実施し、新規評価総括表（様式1-1）とともに、コンプライアンス・行政経営課へ提出する。
- 2 コンプライアンス・行政経営課は、箇所ごとの評価に係る資料を確認し、必要に応じて現地調査を行い、新規評価シート（様式1-2）に意見を記入する。
  - 3 コンプライアンス・行政経営課は、評価に係る資料をとりまとめ、事業実施予定箇所に係る評価結果を公表する。

## 再評価

(評価対象)

第6 再評価の対象箇所は、新規評価を実施した箇所のうち、以下に該当する箇所とする。ただし、再評価を実施する年度内に完了する見込である対象箇所については、再評価の対象から除外する。

(1) 事業採択後又は県単独事業として予算化されてから一定期間を経過した後も未着工の箇所

この場合において、「事業採択」とは「補助金の交付決定を受けた時点」（以下同様）とする。また、「一定期間」とは「5年間」とする。

なお、「未着工の箇所」とは「用地買収手続と工事のいずれにも着手していない箇所」とし、ダム事業については「補償基準が未妥結または工事に未着手の箇所」、また、土地区画整理事業及び市街地再開発事業については「権利変換等が実施されていない箇所」とする。

(2) 事業採択後又は県単独事業として予算化されてから長期間が経過している箇所

「長期間」とは「10年間」とし、一部供用されている場合を含め、継続中の箇所とする。

なお、国の公共事業再評価の実施等に合わせて、前倒しで評価を行うことができるものとする。

(3) 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している箇所

事業採択前の準備・計画段階で個別箇所が明確になる事業については、再評価を実施するものとする。この場合において、「準備・計画段階」とは、道路事業・街路事業については「地域高規格道路、連続立体交差事業等の大規模な事業箇所を着工準備費が予算化されてから事業採択に至るまでの段階」、ダム事業については「実施計画調査費が予算化されてから河川整備計画に位置付けられるまでの段階」とし、「一定期間」とは「5年間」とする。

(4) 再評価実施時から一定期間が経過している箇所

再評価実施時から5年間を経過した時点で、一部供用されている場合を含め、継続中の箇所とする。

(5) その他必要と認める箇所

社会的状況の急激な変化等により、全体事業費が著しく増加する変更等が生じ、又は事業期間が長期間に及ぶことが確実な場合、事業の一時休止、再開又は中止の判断が必要な場合など、再評価を実施する必要があると判断される場合には、随時再評価を実施する。

2 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事業採択」の定義の「補助金の交付決定を受けた時点」を「都市計画の決定又は変更が行われた時点」に読み替えることができる。

3 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続が行われたものとして位置付けることができる。

(実施時期)

第7 再評価の実施時期は、以下のとおりとする。

(1) 第6(1)による事業採択後一定期間を経過した後も未着工の箇所にあつては、事業採択後5年目の年度末までに実施する。

(2) 第6(2)による事業採択後長期間が経過している箇所にあつては、事業採択後10年目の年度末までに実施する。

- (3) 第6(3)による事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している箇所にあつては、道路・街路事業については着工準備費、ダム事業については実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。
  - (4) 第6(4)による再評価実施時から一定期間が経過している箇所にあつては、再評価実施後5年目の年度末までに実施する。
  - (5) 第6(5)による社会的状況の急激な変化等により再評価を行う箇所にあつては、事業費の増加、事業の一時休止、再開又は中止等に関わる要因の変化があつた時点で速やかに実施する。
- 2 再評価の実施を検討するため、事業を所管する部局は、毎年度末までに、継続中及び一時休止中の全ての箇所について、事業の進捗状況、今後の方針等について調査し、再評価確認シート（様式2-3）をコンプライアンス・行政経営課に提出する。

#### （評価の視点）

第8 再評価の視点は以下のとおりとする。

- (1) 事業の進捗状況
  - (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
  - (3) 費用対効果分析の要因の変化
  - (4) コスト縮減や代替案立案等の可能性
  - (5) 地元の意向等
- 2 前項の区分による評価とともに、必要に応じて事業内容の見直しを検討し、以下の基準により対応方針を判断する。
- (1) 継続  
事業費や事業期間の見直しを含め、現在の計画に基づき事業を継続実施することが認められる場合。
  - (2) 計画変更  
効果的・効率的な事業の執行の観点から、計画の一部を取りやめるなど、事業の実施方法、事業規模等の見直しが必要と認められる場合。
  - (3) 一時休止  
社会経済情勢の変化等に起因する問題が発生し、その問題の解消に相当の時間を要する場合。
  - (4) 中止  
事業の必要性がなくなっているか、著しく低下していると認められた場合。また、休止している事業で事業再開の目途が立たない場合。
  - (5) 再開  
一時休止中の箇所にあつて、休止前の計画に基づき事業を再開することが認められる場合。
- 3 再開の判断が必要な場合は、第4の規定による新規評価の視点についても評価を実施するものとする。

#### （実施方法）

第9 事業を所管する部局は、再評価該当箇所について、再評価シート（様式2-2）により評価を実施する。評価の結果は、再評価対象事業総括表（様式2-1）にまとめ、コンプライアンス・行政経営課へ提出する。

必要に応じて、位置図・概要図・状況写真（補足説明資料①）、費用効果分析による評価

とその他の整備効果（補足説明資料②）、今後のコスト縮減の取組/事業見直し内容（補足説明資料③）、被災履歴の状況（補足説明資料④）を作成する。

- 2 再開の判断が必要な場合は、前項の様式に加え、第5の規定による新規評価に係る様式により評価を実施し、その結果をコンプライアンス・行政経営課へ提出する。
- 3 コンプライアンス・行政経営課は、評価に係る資料をとりまとめ、対応方針を公表する。

## 事後評価

（評価対象）

第10 事後評価の対象箇所は、新規評価を実施した箇所から抽出する。

（実施時期）

第11 事後評価の実施時期は、事業完了後一定期間を経過した時点とする。

- 2 「一定期間」とは「5年」を基本とし、事業及び箇所の性格上適当な期間とする。

（評価の視点）

第12 事後評価の視点は以下のとおりとする。

- (1) 事業効果の発現状況（直接的効果、間接的効果）
- (2) 事業実施に伴う自然環境・生活環境等の変化
- (3) 施設の維持管理状況
- (4) 地域住民等の評価
- (5) 事業の主たる目的以外での地域社会への貢献状況

2 コンプライアンス・行政経営課は、前項各号の状況を客観的に判断するための評価項目及び基準を定める。

3 前々項の区分による評価に加え、改善措置の必要性、今後の取組及び同種事業への活用と課題についても検討する。

（実施方法）

第13 事業を所管する部局は、事後評価資料作成要領（別記2）により事後評価説明資料（様式3）を作成し、コンプライアンス・行政経営課へ提出する。

2 コンプライアンス・行政経営課は、評価に係る資料をとりまとめ、評価結果を公表する。

## 長野県公共事業評価委員会

（県評価委員会の組織等）

第14 要綱第3の規定により設置する長野県公共事業評価委員会（以下「県評価委員会」という。）は、次の各号により委員長、委員長代理及び委員をもって構成する。

- (1) 委員長は、副知事をもって充てる。
- (2) 委員は、総務部長、環境部長、農政部長、林務部長、建設部長、会計管理者、公営企業管理者をもって充てる。なお、委員が指名した者を代理とすることができる。
- (3) 委員長に事故があるときは、委員長代理に総務部長をもって充てるものとし、その職務を代理する。

2 会議は、委員長が招集し、主宰する。

3 県評価委員会の庶務は、コンプライアンス・行政経営課において処理する。

（県評価委員会の新規評価対象箇所）

第 15 県評価委員会において評価する新規評価の対象は、原則として次に該当する箇所とする。

- (1) 総事業費 10 億円以上
- (2) すべての事業（別記 1）について、おおむね 5 年に 1 回
- (3) その他国の補助事業の実施等に必要な箇所

ただし、(1)に掲げる箇所のうち、緊急的に着手する必要がある場合など特別な理由がある箇所については、第 5 第 1 項及び第 2 項の手続により評価することができるものとし、その場合は、評価結果を県評価委員会に報告することとする。

## 長野県公共事業評価監視委員会

（監視委員会の事務等）

第 16 要綱第 6 の規定により設置する長野県公共事業評価監視委員会（以下「監視委員会」という。）は、次の各号について審議等を行う。

- (1) 県が作成した新規評価、再評価及び事後評価を実施する箇所の一覧表及び新規評価案、再評価案及び事後評価案の提出を受け、各事業を取り巻く社会状況等を勘案して、審議対象箇所を抽出する。
- (2) 前号で抽出された審議対象箇所の新規評価案、再評価案及び事後評価案を審議し、改善すべき点等があると認めたときは、知事に対して意見の具申を行う。
- (3) 市町村が所管する公共事業のうち当該市町村長から審議の依頼があり、監視委員会が必要と認めたものについて審議し、必要に応じて当該市町村長に対して意見の具申を行うことができるものとする。

2 監視委員会の会議については、原則として公開とする。また、会議の議事録を作成し、公表する。

3 監視委員会の庶務は、コンプライアンス・行政経営課において処理する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（長野県公共事業再評価実施要領等の廃止）

長野県公共事業再評価実施要領（平成 26 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

長野県公共事業評価（新規、継続、事後）実施要領（平成 26 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

（施行期日）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（長野県公共事業再評価監視委員会設置要綱等の廃止）

長野県公共事業評価委員会設置要領（平成 31 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

長野県公共事業評価監視委員会設置要綱（平成 26 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

長野県公共事業評価監視委員会運営要領（平成 10 年 11 月 24 日施行）は、廃止する。

（施行期日）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和 5 年 7 月 6 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(別記1)

## 事業分類表

事業種類	事業	部局	課
防災・減災対策	地すべり対策	農政部 林務部 建設部	農地整備課 森林づくり推進課 砂防課
	急傾斜地崩壊対策等	建設部	砂防課
	砂防	建設部	砂防課
	治山	林務部	森林づくり推進課
	農村地域防災減災	農政部	農地整備課
	河川	建設部	河川課
道路整備	道路改築	建設部	道路建設課
	道路改築（小規模）	建設部	道路建設課
	街路	建設部	都市・まちづくり課
	市町村基幹道路整備	建設部	道路管理課
	道路環境対策	建設部	道路管理課
農業基盤整備	かんがい排水	農政部	農地整備課
	畑地帯総合土地改良	農政部	農地整備課
	経営体育成基盤整備	農政部	農地整備課
	中山間総合整備	農政部	農地整備課
	農道整備	農政部	農地整備課
森林整備	林道開設	林務部	信州の木活用課
公園の整備	都市公園整備	建設部	都市・まちづくり課
住宅の整備	公営住宅整備	建設部	公営住宅室
その他	上記以外の事業	各部局	各事業所管課室

(別記2)

## 事後評価資料作成要領

### 1 作成に当たっての留意事項

- (1) 事後評価は、事業完了後一定の期間を経過した箇所について、事業効果の発現状況等の視点から評価を行い、同種事業の計画・調査のあり方等に反映させるもの。
- (2) 本資料は、県としての自己評価の整理、長野県公共事業評価監視委員会への説明とともに、県民や地域の方々に事業の効果や改善点などの情報を発信するためにも活用する。
- (3) 作成に当たっては、事業完了後の効果や変化についてデータや根拠を明らかにした上で、県民目線に立って、わかりやすく表記することに留意する。

### 2 記載内容

- (1) 事業概要及び変更の経緯
- (2) 事後評価のそれぞれの視点に関する説明
  - ア 事業効果の発現状況（直接的効果）
  - イ 事業効果の発現状況（間接的効果）
  - ウ 事業実施に伴う自然環境・生活環境等の変化
  - エ 施設の維持管理状況
  - オ 地域住民等の評価
  - カ 事業の主たる目的以外での地域社会への貢献状況（任意）
- (3) 総合評価
- (4) 改善措置の必要性、今後の取組及び同種事業への活用と課題
- (5) 事後評価結果

### 3 作成方法

- (1) スライド形式で、図・表、写真を用いて県民に伝わりやすい資料にまとめる。
- (2) フォントは「游ゴシック」又は「メイリオ」とし、本文は基本 14pt（12pt 以上）とする。
- (3) 長文は避け、箇条書きと図により表現する。



(様式1-2)新規評価シート

〇〇部 〇〇〇〇課

事業名				路河川名等						
事業毎の通番		市町村名		〇〇市		箇所名(ふりがな)				
事業の位置づけ	県総合5か年計画における位置づけ				SDGsの関連目標					
	関連する計画や重点施策				関連する事業プロジェクト					
	現状と課題									
	事業目的									
事業概要	着手年度	20 年度(令和 年度)		事業期間	〇年間	事業費(千円)	財源内訳(千円)			
	完了年度(予定)	20 年度(令和 年度)					国庫	その他	県債	一般財源
	全体事業内容									
	位置図		平面図							
	写真		写真		標準横断面図					
写真の説明		写真の説明								
事業効果	主な受益対象				費用便益比(B/C)					
	期待される効果				※B=便益、C=費用					
計画熟度	人口減少を踏まえた将来の活用見込み									
	地域からの要望経緯及び地域の関わり									
評価結果	事業説明等の経緯									
	(各部局)公共事業評価委員会の意見						妥当性評価※	優先度評価※		
長野県公共事業評価委員会の意見										
県の評価案		評価監視委員会意見		評価の決定						

※【妥当性評価】事業実施の妥当性を「○」「×」で判定 ※【優先度評価】事業着手の優先度を5点満点で評価(数字が大きいほど優先度が高い)

事業名		〇〇事業	箇所名	〇〇	
視点	項目	評価基準	判断基準	判定	判断根拠
事業の位置づけ	事業目的等の整理	当該事業の目的、必要性が整理されているか	現状と課題、事業目的の論理的な整理		(新規評価シートのとおり)
	関連計画、重点施策との整合	県総合5か年計画における位置づけ	位置づけの有無(対応関係の整理)		
		関連計画、重点施策における位置づけ	位置づけの有無(対応関係の整理)		
		SDGs(持続可能な開発目標)の関連目標	位置づけの有無(対応関係の整理)		
	県が実施主体となる妥当性	県が実施すべき理由が整理されているか	県が実施すべき根拠		
	採択要件の確認	採択基準・要件が満足されているか	国・県の採択基準		
効率性 事業効果	事業効率性	費用便益分析により、費用に見合った効果が確認されているか	B/C $\geq$ 1.0(具体的効果の整理)		
	直接効果、間接効果	直接効果、間接効果が定量的、定性的に把握されているか	具体的効果の整理		
	事業費の妥当性	事業費の積み上げは適切か	・単位当たり事業費の確認(参考)不確定要素(参考)地質等の確認方法		
	事業期間の妥当性	事業期間の設定は適切か	・事業期間(長期理由) ・事業期間に関する制約の確認(参考)不確定要素		
	将来にわたる効果 発現見込み	人口減少社会を見据え、将来にわたる十分な効果発現が見込まれるか	人口推計・将来予測による見通し		
	工法等の比較検討	整備方法や工法等の比較検討が行われているか	比較検討の内容		
	環境への配慮	自然環境や生活環境等へのマイナス影響要因が把握されているか 影響要因への対処方法が計画されているか	影響要因と対処方法の内容		
計画熟度	事業要望・情報の共有	地域からの要望があるか 関係者等への情報周知がなされているか	地域要望、情報共有の経緯及び概要		
	地域の合意形成	事業目的及び整備内容について地域の合意形成が概ね図られているか	合意形成の経緯及び状況		
	用地補償の事前調査	用地補償に係る事前調査が済んでいるか	事前調査の状況 阻害要因の解消		
	関係機関協議	関係機関との事前協議を行っているか	協議等の状況		
	事後・再評価からの フィードバック	事業計画に同種事業等(事後・再評価)の結果を反映しているか	反映の内容		
総合判定	実施の妥当性	必須項目の全てにチェックがついているか			チェック数 〇/18





事業毎の通番		担当部局		担当課	
事業名			路河川名等		
箇所名(ふりがな)			市町村名		
採択年度 (上段:西暦) (下段:和暦)	/4/1年度	完了予定年度 (上段:前回評価時) ※西暦(和暦)を併記	/4/1年度	用地着手年度 (上段:前回評価時) ※西暦(和暦)を併記	/4/1年度
事業費 (上段:前回評価時)	全体事業費		1年度以降 (平成13年度以降)	年度末 事業進捗率	年度末 用地進捗率
				#DIV/0!	
前回評価時 からの増減額	千円	前回評価時 からの増減率	#DIV/0!	(参考) 当初全体事業費	
評価対象事由					
事業概要	(1)事業目的				
	(2)事業内容				
	(3)位置図、概要図、状況写真等				

評価の視点	●事業の投資効果	(1)費用対効果分析結果	B/C (事業全体) (残事業)	総費用 (事業全体)/(残事業) 億円	総便益 (事業全体)/(残事業) 億円	基準年
		(2)上記以外の整備効果等				
	●地元の意向等					
	●事業を巡る社会経済情勢等の変化					
	●事業の進捗状況	(1)事業の進捗状況、残事業の内容等				
(2)主な変更理由と今後の見通し等						
●創意工夫 (コスト縮減や新工法の採用など)						

(各部局)公共事業評価委員会の意見					
長野県公共事業評価委員会の意見					
対応方針案	継続	計画変更	一時休止	再開	中止
評価監視委員会意見					
対応方針	継続	計画変更	一時休止	再開	中止

事業名	路河川名等	市町村名	箇所名
-----	-------	------	-----

位置図

概要図

- ・写真には適宜にコメントを記入(流水方向、至〇〇市、寸法線等)。
- ・写真撮影位置は、概要図に記入。
- ・必要に応じてコメントを記入。

- ・写真には適宜にコメントを記入(流水方向、至〇〇市、寸法線等)。
- ・写真撮影位置は、概要図に記入。
- ・必要に応じてコメントを記入。

凡 例

青	工事完成区域(区間)
赤	20**年度工事
黄	20**年度以降残工事

【再評価】(補足説明資料②)費用効果分析による評価とその他の整備効果

部 課

事業名	路河川名等	市町村名	箇所名										
事業名	計算条件	費用便益費(B/C)		便益(B)				費用(C)					
		費用便益費(B/C)		便益(B)	便益1	便益2	便益3	合計	費用(C)	事業費	維持管理費	合計	
費用便益分析による評価		費用便益費(B/C) 〔事業全体〕		便益(B)	便益1	便益2	便益3	合計	費用(C)	事業費	維持管理費	合計	
					億円	億円	億円	億円		億円	億円	億円	
		費用便益費(B/C) 〔残事業〕		便益(B)	便益1	便益2	便益3	合計	費用(C)	事業費	維持管理費	合計	
					億円	億円	億円	億円		億円	億円	億円	
上記以外の整備効果 効果事例													

事業名		路河川名等		市町村名	箇所名	

被災年月日	異常気象名等	雨量等	被災状況	被害額	その他特記事項
昭和58年10月20日 ～10月21日	台風10号による豪雨	120mm/24h	床下浸水100戸 床上浸水20戸 負傷者3名	5億円(公共土木施設)	〇〇川堤防決壊により、□□地区に浸水被害が発生。

被災状況	<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 100px;"> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 10px; border-radius: 5px; width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・写真には適宜にコメントを記入 (流水方向、至〇〇市、寸法線等)。</li> <li>・写真撮影位置は、概要図に記入。</li> <li>・必要に応じてコメントを記入。</li> </ul> </div> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 10px; border-radius: 5px; width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・写真には適宜にコメントを記入 (流水方向、至〇〇市、寸法線等)。</li> <li>・写真撮影位置は、概要図に記入。</li> <li>・必要に応じてコメントを記入。</li> </ul> </div> </div>
------	---



# 令和○年度 公共事業 事後評価

○年度完了

○○○○事業

○○路河川名○○

○○箇所名○○

○○市町村

長野県 ○○部

代表的な写真

## 事業計画時の課題・背景及び事業経緯

- ◆ 当該道路・河川・区域等の概要
- ◆ 事業実施前の状況、課題、背景
- ◆ 地域からの要望経緯とその対応
- ◆ 事業の進捗、計画の変更等の経緯

### 【事業実施前の状況】

事業の必要性を説明できる写真

- ・被災状況
- ・劣化状況
- ・保全対象
- ・事業計画時の課題
- ・周辺環境 など

## 事業目的

〇〇・・・・・・を目的に事業を実施した。

## 【位置図】

## 【平面図】

## 【全体計画】

事業内容 : ○○工 延長○m

事業期間 : ○年度～○年度

全体事業費 : ○億○万○千円


## 【標準横断図、構造図】

## 【事業完了後の状況】

写真

# 事業概要の変更経緯

## 事業概要の変更経緯

	当初計画 (〇年新規評価)		最終実績 (〇完了時)
事業期間	〇～〇年度		〇～〇年度
総事業費	〇億〇万〇千円		〇億〇万〇千円
費用対効果	B/C = 1.0		B/C = 1.0
事業概要	〇〇工 延長 000m		〇〇工 延長 000m

### 主な変更理由 (事業期間の延長、総事業費の減など)

- ◆ 〇〇により、事業期間が延長となった。
- ◆ 〇〇により、コストが縮減され、事業費が減となった。

# ①-1 事業効果の発現状況（主な直接的効果）

レイアウト変更可

説明図、写真など

## 小見出し

- 事業効果の説明（箇条書き）

【グラフ等を用いて効果を説明】

## 小見出し

- 事業効果の説明（箇条書き）
- 事業効果の説明（箇条書き）

## 作成のポイント

- 説明は長文を避け、箇条書きと図により表現
- グラフは変化、効果がわかるよう表記を工夫

## 評価項目別 記載事項

### ①-1事業効果の発現状況（主な直接的効果）

- ・直接的効果は、事業の主目的に対応する効果を定量的に記載する  
なお、防災(豪雨対策)事業の場合は、完了後の最大雨量とその際に施設が果たした効果を記載する（発生日時、雨量、施設の状況）

評価項目	評価	評点	評価指標
①-1 事業効果の発現状況（直接的効果）	—	60点	直接効果の発現（主な目標の達成率） 60点 × 100% = 60点（上限60点）

# ①-2 その他の事業効果の発現状況（主な間接的効果） レイアウト変更可

説明図、写真など

## 小見出し

- 事業効果の説明（箇条書き）

【グラフ等を用いて効果を説明】

## 小見出し

- 事業効果の説明（箇条書き）
- 事業効果の説明（箇条書き）

## 作成のポイント

- 説明は長文を避け、箇条書きと図により表現
- グラフは変化、効果がわかるよう表記を工夫

### 評価項目別 記載事項

#### ①-2 その他の事業効果の発現状況（主な間接的効果）

- ・ 間接的効果は、事業の主たる目的以外での地域社会等への貢献状況を記載する

評価項目	評価	評点	評価指標
①-2 その他の事業効果の発現状況（主な間接的効果）	A	10点	A：間接的事業効果が高い 10点 B：中程度の効果 5点 C：効果が低い 0点

## ② 事業実施に伴う自然環境・生活環境等の変化

レイアウト変更可

説明図、写真など

【状況がわかる写真やグラフなど】 (必要に応じて)

### 小見出し

- 自然環境の変化 (箇条書き)

### 小見出し

- 生活環境等の変化 (箇条書き)

### 作成のポイント

- 説明は長文を避け、箇条書きと図により表現
- グラフは変化、効果がわかるよう表記を工夫

### 評価項目別 記載事項

#### ② 事業実施に伴う自然環境・生活環境等の変化

・環境の変化を、プラス面、マイナス面の両面から記載する ※評価は総合的に判断

評価項目	評価	評点	評価指標
② 事業実施に伴う自然環境・生活環境等の変化	A	10点	A : 環境改善の効果が高い 10点 B : 中程度の効果 5点 C : 効果が低い 0点

### ③ 施設の維持管理状況

レイアウト変更可

説明図、写真など (必要に応じて)

#### 小見出し

- 住民等と協働して管理している事項 (箇条書き)

#### 小見出し

- 管理者が行う管理の状況 (箇条書き)

#### 小見出し

- 管理における課題 (箇条書き) (該当あれば)

#### 作成のポイント

- 説明は長文を避け、箇条書きと図により表現
- グラフは変化、効果がわかるよう表記を工夫

#### 評価項目別 記載事項

##### ③ 施設の維持管理状況

- ・ 誰が、どのように管理し、地域の人たちがどのように関わっているかを明確に記載する (維持管理主体、時期、内容等)

評価項目	評価	評点	評価指標
③ 施設の維持管理状況	B	5点	A : 住民等と協働して適切に実施 10点 B : 管理者が適切に管理 5点 C : 不十分 0点

## ④ 地域住民等の評価

レイアウト変更可

### 評価項目別 記載事項

#### ③ 施設の維持管理状況

・誰が、どのように管理し、地域の人たちがどのように関わっているかを明確に記載する（維持管理主体、時期、内容等）

写真など（必要に応じて）

### 作成のポイント

- 説明は長文を避け、箇条書きと図により表現
- グラフは変化、効果がわかるよう表記を工夫

評価項目	評価	評点	評価指標
④ 地域住民等の評価	A	10点	A：評価が高い 10点 B：中程度の評価 5点 C：評価が低い 0点

# 事後評価結果

評価項目					総合評価
①-1	①-2	②	③	④	
					0
総合評価 A : 80点以上 B : 79~50点 C : 49点以下					

## ■ 今回の整備における課題（同種事業への反映）

## ■ 成果事例（同種事業で活用）

# 事後評価結果

【（各部局）公共事業評価委員会の意見】

【長野県公共事業評価委員会の意見】

県の評価案

評価監視委員会意見

評価の決定